

<お知らせ>

緊急事態宣言発出に伴う当センターの対応について

令和3年5月16日

政府による緊急宣言発出に伴い、令和3年5月16日より北海道が緊急事態措置の対象地域となりました。

当センターでは、健診8団体合同マニュアル「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染対策について」を遵守し、緊急事態宣言中も従来通り健康診断業務を継続しております。

感染流行状況の変化により、政府・自治体・保険者・その他関係団体からの申し入れによって制限や休止が必要となった場合は、ホームページにて随時お知らせいたします。

また、受診前にはトップページに掲載されております、「当センターの新型コロナウイルスの感染予防対策について」を必ずご確認ください。

感染拡大防止のため、皆様のご理解・ご協力のほど何卒お願い申し上げます。